

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 特定法人に係る電子申請の義務化(諮問要綱 第一関係)

○ 雇用保険に関する一部の手続について、特定の法人が行う場合には、電子申請によることを義務づけることとする。

①義務化する対象手続

- ・雇用保険被保険者資格取得届出 (雇用保険法施行規則第6条)
- ・雇用保険被保険者資格喪失届出 (雇用保険法施行規則第7条)
- ・雇用保険被保険者転勤届出 (雇用保険法施行規則第13条)
- ・高年齢者雇用継続給付基本給付金の支給申請手続 (雇用保険法施行規則第101条の5)
- ・育児休業給付金の支給申請手続 (雇用保険法施行規則第101条の13)

②特定の法人

- ・資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社
- ・投資法人
- ・特定目的会社

※社労士及び社労士法人が特定法人に代わって手続を行う場合を含む。

※やむを得ない理由がある場合は次回以降の電子申請を促しつつ、紙での申請を受け付ける。

2. 一般教育訓練給付の拡充について(諮問要綱 第二、第四、第五関係)

【対象講座】

- 現行の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練のうち、特にキャリアアップ効果が高いものとして、厚生労働大臣が指定するもの。
(具体的には、第11回人材開発分科会(H30.10.18)で提示された対象講座A～Dを想定。)

【給付割合】

- 講座費用の4割(上限20万円)とする。

【訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証】

- 訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証の観点から、
- ① 専門実践教育訓練給付の取扱いも踏まえ、在職者も含めて訓練前キャリア・コンサルティングの受講を必須とするとともに、
 - ② 訓練受講の効果等についての報告を、支給申請時等に求めることとする。

3. 専門実践教育訓練給付の見直しについて(諮問要綱 第三、第六、第七関係)

【10年間の支給上限額】

- 法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講する者について、10年間の支給上限額168万円（56万円×3）※に4年目受講相当分として上限56万円を上乗せする。
ただし、在職者であって、かつ、比較的高い賃金を受ける者（例えば、基本手当日額の算出の際、50%の給付割合が適用される程度の賃金を受ける者などを想定）は、この限りではないものとする。
 - また、専門実践教育訓練の複数回受講の場合については、通常の3年以下の専門実践教育訓練を複数回受講する者とのバランスを考慮し、上記上乗せは行わないこととする。
- ※ 初回の専門実践教育訓練の受講日から10年間に受けることができる給付の上限額。

【訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証】

- 訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証の観点を踏まえ、
 - ① 在職者についても訓練前キャリア・コンサルティングの受講を必須とするとともに、
 - ② 訓練受講の効果等についての報告を、専門実践教育訓練給付の支給申請時等に求めることとする。

【施行期日：平成31年10月1日

（1は、平成32年4月1日。3の【10年間の支給上限額】は、平成31年4月1日）】